

お知らせ

**マイナンバーカード
休日臨時交付窓口開設**

日時

4月12日(日)

9時～16時30分

なお、閉庁日のため、マイナンバーに関する手続きのみの対応となります。

問い合わせ

町民生活課 戸籍住民係
内線21111～21113

**離婚時の年金分割制度
のお知らせ**

離婚した場合、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることが出来ます。

離婚後、2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに宇和島年金事務所までご相談ください。

年金分割の方法

①合意分割

▼2人からの請求により、年金を分割できます。

▼年金分割の割合は、お2人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

②3号分割

▼サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者(厚生年金保険の被保険者または共済組合の

組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方)であった方からの請求により、年金を分割できます。

▼年金分割の割合は2分の1ずつとなります。

▼平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※詳しくは、年金機構のホームページをご覧ください。

問い合わせ

宇和島年金事務所
☎0895-2215440

**市立宇和島病院からの
お知らせ**

受付時間内の受診をお願いします。

「外来受付時間について」

▼平日の8時30分～12時

※午後は、予約、専門外来および重症患者(かかりつけ医から事前に連絡を受けた緊急の紹介患者を含む)を除き、受付を行いません。

「夜間急番病院について」

▼火曜日：徳洲会宇和島病院

▼木曜日：JCHO宇和島病院
※火・木曜日の夜間は、小児、産科および重症患者を除き、受付を行いません。

問い合わせ

市立宇和島病院医事課
☎0895-251111

重大な消防法令違反がある建物を公表します

消防本部では全国的な流れを受け、令和2年4月1日から消防用設備の設置義務が生じているにも関わらず、該当する設備の設置が認められない建物をホームページ上に公表します。

これは、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による消防用設備等の適切な設置促進を目的としています。

公表対象となる建物

管内の飲食店、百貨店およびホテルなど、不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など、1人で避難することが困難な方が利用する建物

公表対象となる重大な消防法令違反

設置義務のある消防用設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備および自動火災報知設備のいずれか)が未設置の重大な消防法令違反建物の公表の方法

消防本部のホームページ上に建物の名称、所在地および違反の内容を公表します。

※違反事項が是正されるまでの間、公表は継続されます。

問い合わせ

宇和島地区広域事務組合
消防本部 予防課
☎0895-2217501

愛媛労働局からのお知らせ

働き方改革関連法の施行により、令和2年4月1日から、中小企業でも月45時間、年360時間を原則とする時間外労働の上限規制が適用されます。(建設業、自動車運転者、医師については令和6年4月1日まで適用猶予)。

また、使用者は年10以上の年次有給休暇の取得権を有する労働者には、年5日以上年次有給休暇を取得させなければなりません。

取り組みが進んでいない事業場においては、早急な取り組みをお願いします。

問い合わせ

宇和島労働基準監督署
☎0895-2214655

募集等

自衛隊幹部候補生募集

制度概要

大学卒業者を対象に、陸・海・空幹部自衛官を育成します。

応募資格

▼22歳以上26歳未満

「人権・行政・心配ごと相談」

日時 4月20日(月) 9時～15時

※ひまわりは10時から

場所 ◆鬼北町総合福祉センターひまわり

◆日吉保健センター

個人権…町民生活課戸籍住民係 内線2113

行政…総務財政課行政係 内線2206

心配…社会福祉協議会 ☎45-3709

▼20歳以上22歳未満の者で大卒者(卒業見込み含む)

試験日

5月9日(土)・10日(日)

試験場

青少年センター(松山市)

受付締切

5月1日(金)

問い合わせ

自衛隊宇和島地域事務所
☎0895-2315431

「危険物取扱者試験(第1回)と準備講習会について」

試験日

6月28日(日)

会場

▼学生：吉田高等学校他

▼一般：愛媛大学

願書受付

▼書面申請